

児童発達支援等の利用者負担を無償化します

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについて、全ての0～2歳の利用者負担を無償化します。



対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

対象となる児童

上記サービスを利用する0歳～2歳の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

無償化の概要

- 児童発達支援等を利用した場合、受給者証に記載の負担上限月額を上限として、利用日数等に応じた利用者負担額（1割部分）を事業所に支払う必要があります。
- 本制度は**その利用者負担額を給付することにより実質的に利用者負担額を0円（無償化）**とする制度です。
- また第2子以降について、所得や多子軽減で確定した一部負担額を、お支払い後に申請していただいていた東京都への還付請求も不要となり、今後は受給者証の提示のみでご利用いただけます。

〈江戸川区での拡大対象〉

- ・ 第1子のお子様
- ・ 第2子以降のお子様で、現在お持ちの受給者証に「第2子軽減対象児」の記載がある方

- 本制度は区（都）外事業者でも同様にご利用いただけます。

※ 国制度により、3歳～5歳の児童の利用者負担は既に無償化されています。

※ 利用者負担額以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。